

○役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の役員の報酬は、本俸、特別調整手当、期末特別手当及び通勤手当とする。

2 協会の業務について生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

(報酬の直接払)

第3条 常勤の役員の報酬は、法令に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接本人に支給する。

(本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額)

第4条 常勤の役員の本俸月額は、常勤役員本俸月額表（別表）に定める額とする。

2 特別調整手当の月額は、本俸月額に100分の16を乗じて得た額とする。

3 通勤手当の月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支給日)

第5条 常勤の役員の報酬（期末特別手当を除く。）を支給する場合の支給定日は、毎月16日とし、当月1日から当月末日までの期間につきその月額を支給する。

2 支給定日が、職員就業規則第11条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、前項の規定にかかわらず、15日を支給定日とする。ただし、15日が休日に当たるときは、17日、その日が休日に当たるときは、18日を支給定日とする。

(日割計算)

第6条 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬（期末特別手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 常勤の役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員に対して、基準日が6月1日である分については6月30日、12月1日である分については12月10日（これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、これらの日が土曜日に当たるときはこれらの日の前日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、常勤の役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額、本俸月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給与法第19条の4及び第19条の7に定める支給割合を乗じて得た額とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、その者の勤務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第77条第1項の規定による職務上の義務違反による解任により退職した常勤の役員。

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤の役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。

(3) 次項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

4 支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤の役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣の承認を得て、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料されるに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、協会の信用を確保し、期末特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるとき。

5 前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣の承認を得て、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該差し止めの理由となった行為に係る刑事

事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事実に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして、厚生労働大臣の承認を得て、当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(非常勤役員の報酬)

第8条 会長の指名する非常勤の役員に対して、報酬を支給することができる。

2 前項に規定する報酬の額は会長が別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年規程第7号)

1 この規程は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規程にかかわらず、当分の間、同項中「100分の16」とあるのは、「100分の14」と読み替えて適用する。

別表

常勤役員本俸月額表

| 役 職 名 | 本 俸 月 額 |
|----------------|----------------|
| 理 事 長 | 9 3 2, 6 0 0 円 |
| 常 務 理 事 (I) | 8 2 2, 4 0 0 円 |
| 常 務 理 事 (II) | 7 6 0, 0 0 0 円 |
| 監 事 | 6 8 7, 0 0 0 円 |

(注) 常務理事(I)については、会長が特に決めた者